

# 公立学校とPTAの間で 個人情報のやり取りをするためのポイント

教育委員会・公立学校関係者・PTA関係者のための資料

令和8年3月

個人情報保護委員会事務局

# 「このような取扱いをしています」という現場の声

P T A 活動補助のため、P T A 役員候補者名簿を学校から P T A に提供しています。



地域教育の一環として、P T A 主催イベントのとき、児童の食物アレルギー情報を学校から P T A に提供しています。



P T A 活動補助のため、学校が管理している保護者口座情報を利用して、学校が P T A 会費を徴収しています。



学校の運動会で、P T A に写真撮影をお願いしています。



児童の安全確保のための「旗振り当番」当番表を学校と P T A で共有しています。



学校と P T A 間では、個人情報やり取りは行いません。



このようなやり取りについて、**個人情報保護法のルールに照らして注意すべきポイント**を確認してみましょう。



# 個人情報保護法上、気を付けるポイント

公立学校とPTA間で、個人情報のやり取りが必要ですか？

はい

いいえ

関係機関との情報連携について、学校業務に関する法令の定める所掌事務又は業務の範囲内として「利用目的」を特定していますか？

PTAが独自で個人情報の取得を行う事例も多いようです。

→5・6ページ

はい

いいえ

個別具体的な場面において「利用目的のための提供」といえますか？

利用目的を特定せずに個人情報を取り扱うことは、個人情報保護法違反です。

→7ページ

→11ページ

はい

いいえ

利用目的の達成に必要な範囲（必要最小限）で、保有個人情報を提供できます。

利用目的以外の目的での提供が可能か検討してください。

→11ページ

→8ページ

公立学校とPTAの関係は様々です。

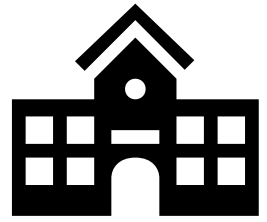
また、PTAが個人情報を取り扱うに当たって学校側が気を付けるポイントについても、御確認ください。

→9・10ページ

PTAに適用される民間規律は、12ページ以降に記載しています。

# 公立学校側のポイント

# 公立学校側のポイント 1 利用目的の特定



公立学校からP T Aに「児童・生徒（以下「生徒等）」や「保護者」の情報を提供するにはどうしたらいいでしょう？

※このリーフレットにおける「学校」「公立学校」表記は、個人情報保護法の第5章公的規律が適用される学校を指します。



学校の業務の根拠法令（※1）を確認して、学校が個人情報を取り扱うときの「利用目的」を特定しましょう。

※1 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）等の法律及び当該地方公共団体における条例等の法令が考えられます。

**個人情報保護法**（※2）上、学校には、法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で、個人情報の「利用目的」をできる限り特定して保有するというルール（法第61条）と、特定した「利用目的」のためであれば、保有個人情報を利用又は提供することができるというルール（法第69条第1項）が適用されます。

※2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、単に「法」という場合も同法を指します。）

**P T Aは学校とは別組織**です。P T Aへの保有個人情報の提供が学校の業務として特定した「利用目的」のためであると整理できれば、法第69条第1項に基づき、学校が保有する個人情報を、P T Aに提供できます。

利用目的外の保有個人情報の提供は原則として認められず、本人の同意を得ること等が必要となります（→8ページ参照）。

# 公立学校側のポイント1 利用目的の特定



学校の業務は様々です。  
「利用目的」って、どこまでどのように特定するんですか？

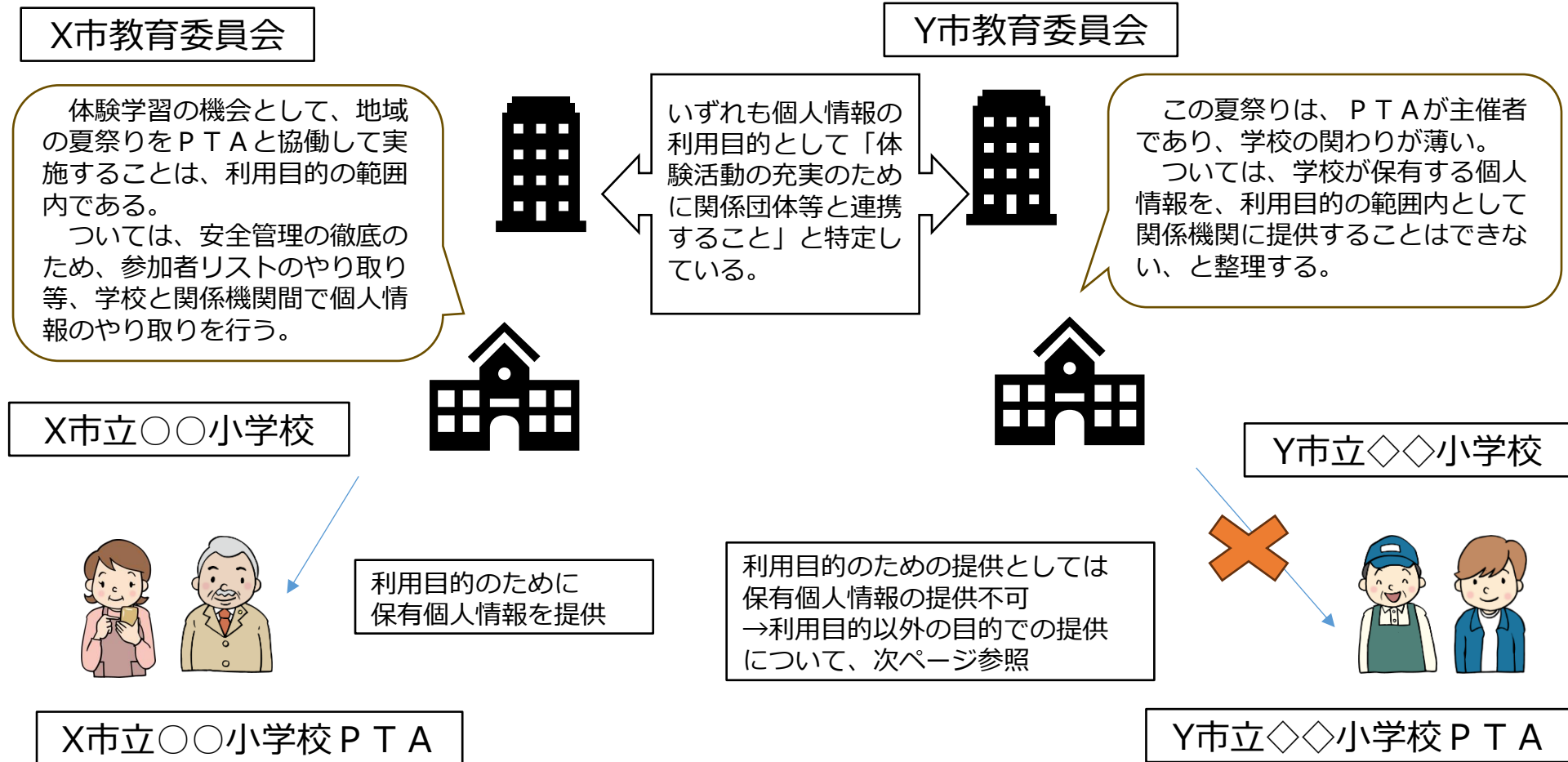


個人情報を利用される本人（生徒等、保護者）にとっても、その取扱いが「利用目的」の範囲内なのかが分かりやすいように、**どのような場合に、どのような目的で個人情報が使われるかを、学校業務に関する法令の定める所掌事務又は業務の範囲内で、できるだけ具体的、個別的に特定してください（法第61条）。**

実際には、学校を所管する教育委員会が利用目的を特定し、個々の学校は、教育委員会が特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用・提供する、という場合が多いようです。

学校内で、利用目的や利用に当たっての注意事項を文書で記録しておくなどの運用があると良いかもしれませんね。

# 公立学校側のポイント1 (補助資料) 「利用目的の範囲」の判断が分かれる場合



どのように「利用目的」を特定し、どのような場合を「利用目的の範囲内」とするかは、学校教育法等の法律及び当該地方公共団体における条例などの解釈に基づき、個別具体の事案に応じて当該学校を所管する教育委員会が決定するものです。

## 利用目的以外の目的では、原則として保有個人情報の提供はできません。

もっとも、以下二つの場合で、かつ、本人やほかの人に不当な侵害を与えるおそれがない場合に限り、公立学校からPTAに保有個人情報の提供ができます。

### ①本人の同意があるとき（法第69条第2項第1号）

本人の同意とは、本人に係る保有個人情報を、行政機関等によって示された取扱方法（※利用目的以外の目的）のために利用・提供されることについて承諾する旨の当該本人の意思表示です。

未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

同意が得られなかった個人情報部分は、提供に当たって、削除やマスキング処理が必要です。

### ②特別の理由があるとき（法第69条第2項第4号）

本来公立学校において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して※、PTAへの提供に（行政機関等に提供する場合と同程度の）公益性があること、PTA独自で情報を取得することが著しく困難であること、緊急性があること、当該保有個人情報の提供を受けなければPTA活動が困難であること等の、「**特別の理由**」が必要です。

※行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。保有個人情報の性質・内容、提供元の利用目的と提供先の利用目的との関連性、利用の必要性、利用の態様及びこれらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなります。

※①、②は、いずれも「臨時的」な利用・提供が行われる場合の規定です。

PTAに生徒等や保護者の個人情報を提供する行為は全て「学校の業務」外であり、利用目的以外の目的のための提供である、と整理して、「本人の同意」が得られた場合に限り、PTAに情報を提供している、という学校もあります。



# P T Aへの個人情報の提供等に係る法的な整理



公立学校からP T Aに保有個人情報を提供したり、P T Aに個人情報の取得をお願いしたりする場合、P T Aが個人情報を取り扱うに当たって気を付けてもらうことはありますか？



個人情報保護法上の「**委託**」に伴うやり取りか、単なる**提供**かで異なります。

- 「**委託**」に伴うやり取りの場合、委託元には委託先のP T Aを**監督する義務**があります。

教育委員会は、P T Aで漏えい等が発生したら、個人情報保護委員会へ**漏えい等の報告を行う義務**があります。

(全ての漏えい等を報告する必要があるのではなく、個人情報保護委員会規則で定める報告対象事態に該当する場合に報告が求められます。)

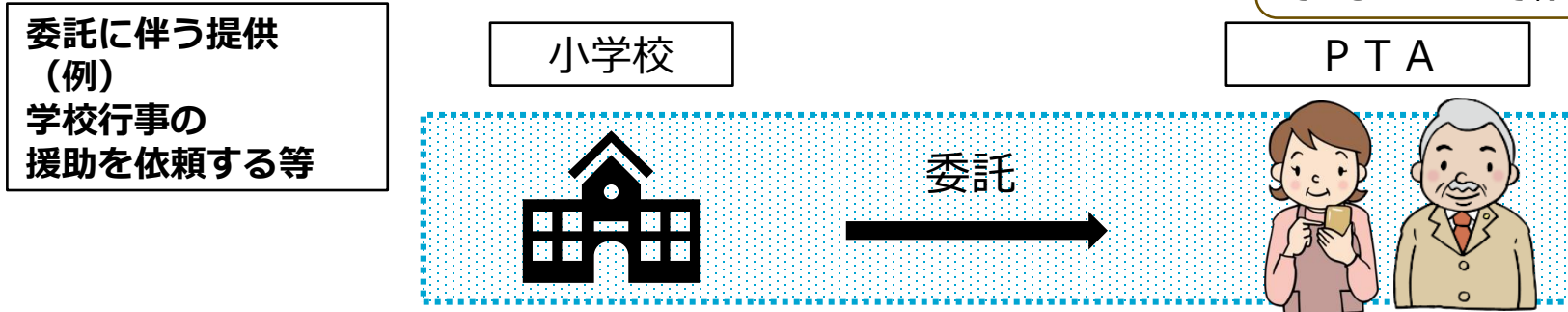
- 単なる**提供**の場合、P T Aに対する監督義務はありませんが、必要があると認めるときは、P T Aに対して利用目的や利用方法の制限、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることが規定されています（法第70条※）。

(学校が提供した個人情報についてP T Aで漏えい等が発生しても、教育委員会には報告義務はありません。)

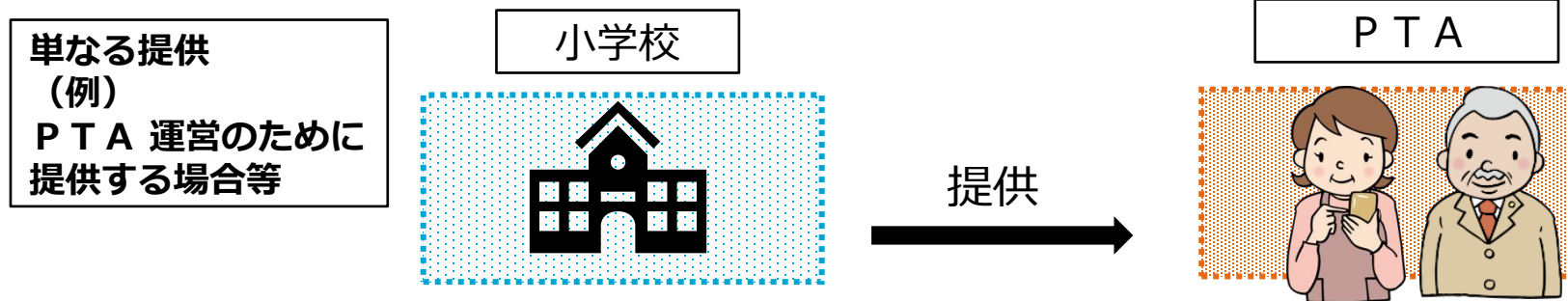
※取扱者の範囲の限定や、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、取扱状況に関する所要の報告の要求などが考えられます。

## 公立学校側のポイント2 (補助資料) 「委託」に該当するか

委託に該当するかは、提供元が主体となって提供先に個人情報を取り扱わせているかどうかで判断します。



- P T Aは、**学校が委託した業務の範囲内**で個人情報を取り扱うこととなります。
- 教育委員会は、学校を通じて、P T Aが小学校と同等に個人情報を安全に管理をしているか、委託業務を超えて個人情報を取り扱っていないかを監督する義務があります。
- P T Aで生じた漏えい等事案について、教育委員会は事案に応じて個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う義務があります。



- P T Aは、提供を受けた個人情報を、**P T Aの事務に使うことが可能**となります。
- 教育委員会は、必要があると認めるときは、学校を通じて、P T Aに対して、法第70条に基づき、利用目的や利用方法の制限、安全管理措置等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求め、P T Aはこれに対応します。
- 教育委員会には、P T Aの個人情報の取扱いについて、監督義務や漏えい等発生時の個人情報保護委員会への報告、本人通知の義務はありません。

## 公立学校側のポイント3 公的規律における本人同意



保護者から、個人情報の取扱いについて、「同意していない」というご指摘を受けました。どのようにご説明すればいいでしょうか。



個人情報保護法上、**公立学校には第5章の公的規律が適用**されます。

公的規律適用の場合は、「**利用目的**」のために保有個人情報を利用・提供する場合、「**特別の理由**」があるとして臨時的に利用・提供する場合※は、**本人同意は要件とはなりません**。

「**利用目的**」は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、**原則明示が必要**です（法第62条）。

また、個人情報ファイルの「**利用目的**」を記載した個人情報ファイル簿は作成・公表することとされており（法第75条）、地方公共団体のホームページ等に掲載されています。

保護者の理解を得るためにも、日頃から利用目的を周知しておくことをおすすめします。

なお、「**利用目的**」を**特定せずに個人情報を取り扱うことは、法違反**となります。

※本人やほかの人に不当な侵害を与えるおそれがある場合には、利用・提供することはできないので注意してください。

# P T A 側のポイント

## P T A 側のポイント 1 「個人情報取扱事業者」となるか？

事業で「個人情報データベース等※」を利用していれば、株式会社等の営利組織だけでなく、自治会・町内会、同窓会、P T A、マンション管理組合、NPO法人、サークル等の非営利組織や、個人で活動している個人事業主も個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に該当します。

※個人情報データベース等とは、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成された個人情報を含む情報の集合体で、名簿や管理ソフトで管理しているデータベースなどが挙げられます。

ここでいう「事業」とは、**一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為**であって、かつ**社会通念上「事業」と認められるもの**という意味で、営利非営利や規模の大小を問いません。

「個人情報取扱事業者」は登録制や届出制ではありません。  
組織ごとに、**自組織が個人情報取扱事業者**に該当しているかどうかを確認してください。

### 「事業で個人情報データベース等を利用する」の具体例

- ・学校から「生徒等」や「保護者」の名簿を受け取って P T A 活動で利用する。
- ・ P T A 活動を行うために、P T A 会員の氏名・連絡先等をまとめて、P T A が名簿の管理をする。

自治会・同窓会等向け 会員名簿を作るときの注意事項 -個人情報保護委員会-

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo\\_sakusei\\_handbook202312.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei_handbook202312.pdf)

# P T A 側のポイント 2 「個人情報取扱事業者」用のルール

## 「個人情報取扱事業者」用の主なルール

- ・ 個人情報の利用目的を特定してその範囲で利用すること（法第17条・第18条）
- ・ 利用目的は、当該個人情報の「本人」に通知し、又は公表すること（法第21条）
- ・ 個人データ（※1）を安全に管理すること（法第23条→次ページ）
- ・ 個人データを外部に提供（※2）する場合、事前に「本人」の同意を得ること（法第27条）
- ・ 個人データを外部とやり取りする場合、記録を作成・保管すること（法第29条・第30条）
- ・ 保有個人データの利用目的・安全管理措置を本人の知り得る状態に置くこと（法第32条）

※1 個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報のことです。

### ※2 「外部に提供」に該当する例

- ・ P T A イベント運営のため、共催の自治会に名簿を提供する。
- ・ 学校に P T A 会員名簿を含む資料を提供する。
- ・ P T A 会員の名簿を P T A 会員に配布する。

（ただし、事業や管理の形態にもよりますが、団体の運営を担う役員間で名簿を共有する場合等は、「内部での利用」ととまらるものと考えられます。）

動画

名簿を作るときに知ってほしい個人情報保護のチェックポイント  
（マンション管理組合・P T A・自治会編）

<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24648.html>

## P T A 側のポイント3 **講ずべき安全管理措置**

**個人情報取扱事業者は、個人データを適切に管理しましょう！**

(具体例)

- 名簿を取り扱う責任者を設置する。(組織的安全管理措置)
- 個人情報保護法のルールや事例を学ぶ。(人的安全管理措置)
- 名簿は鍵をかけた場所に保管し、不要になったらシュレッダー等で確実に廃棄したり、提供元学校に返却したりする。(物理的安全管理措置)
- 名簿をデータで管理する場合、アクセス者を制限したり、パスワードを設定する。不正アクセス等対策を行う。(技術的安全管理措置)

※ **自己点検チェックリスト**を参考に、組織ごとにルールを運用してください。

研修資料一覧 | 個人情報保護委員会  
[https://www.ppc.go.jp/kensyu\\_material/](https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/)

自己点検チェックリスト-個人情報保護委員会-  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Self\\_assessment\\_checklist.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Self_assessment_checklist.pdf)

公立学校の関係者も、個人情報取扱事業者に該当するPTAの方も、それぞれのポイントを踏まえ、個人情報保護法上のルールに基づいて、適切に個人情報を取り扱っていただくようお願いします。

個人情報保護委員会のホームページに、個人情報保護法を学ぶための資料を各種掲載していますので、ぜひ、御確認ください。

個人情報保護委員会 - PPC | 個人情報  
保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/index.html>

学校における個人情報の漏えい等事案を踏まえた個人情報の取扱いに関する留意点について  
(注意喚起) | 個人情報保護委員会

[https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/250625\\_alert\\_school/](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/250625_alert_school/)

# 注意書き

本資料作成に当たり、多数の学校から情報をいただきました。  
P T Aへは「個人情報の提供」は行っていない、という公立学校も多いようです。  
本資料は公立学校が保有個人情報をP T Aに提供する際に個人情報保護法上気を付けるポイントを、具体例を挙げて説明したものです。

公立学校とP T Aの関係性を方向付ける趣旨ではありません。

学校からP T Aに情報提供をするか否か、提供する情報項目や求める安全管理措置の手法等は、個別に御判断ください。